

小さな掛金であなたの幸せをお包みします

商工貯蓄共済

ご加入のおすすめ

**経営の繁栄の
ために**

○この制度は国から認められています○

みなさまに安心してご利用いただける

商工貯蓄共済

ご相談は最寄りの市町村商工会へ

青森県商工会連合会 ☎017-734-3394(代)

商工貯蓄共済とは

制度のあらまし

- この制度は商工会の事業として国から認められ①貯蓄、②融資、③生命共済の3つを組合わせた、商工会員（家族、従業員を含む）のための共済制度です。
- 家族—従業員および商工会関係者の福祉の向上や退職慰労金などの資金、お子様の就学・結婚準備資金など、あなたの生活と企業の安定を図るためのものです。



加入してよかった
〈商工貯蓄共済の〉

3つの特徴

1 貯蓄

ふやす

毎月の掛け金は、その大部分が貯蓄積立金となり、死亡共済金年払掛金（保険料）にまわる金額はごく僅かです。また、諸経費は極めて少なくてすみます。

2 融資

ゆうし

個々の掛け金を集中することにより、大きな資金源ができ、これによって事業資金や生活資金を簡単な手続きにより低利融資のあっせんが受けられます。

3 保証

あんしん

万一の場合の共済金（保険金）のほかにそれまで積立てた貯蓄の元利金と一緒に支払われます。なお従業員や家族も加入することができます。

加入のご案内

加入できる方

商工会の会員並びに家族および従業員で、年齢6才(5才7ヶ月)から65才(65才6ヶ月)までの健康な方。
次に該当される方は加入できません。

◎加療中の方 ◎妊娠8ヶ月以上、出産後1ヶ月以内の女性 ◎重度の身体障害の方

期間と加入口数

■期 間／モデル共済(1口/2,000円)10年

■積立金の中間払い

加入期間は10年ですが、5年経過した中間にそれまで積立てた貯蓄の元利金を支払うこととし、残りの5年は満期時に支払うこととします。

■加入口数／被共済者1人につき15口まで加入できます。

共済契約額 (年齢により次のようになっています)

モデル共済	死亡共済金
6才～46才	1口100万円
47才～54才	1口 50万円
55才～65才	1口 25万円

※共済金の支払等についての詳細は、ご契約のしおり・約款をご覧ください。

診査基準及び契約の発効と失効

		死亡共済金(保険金)		
年齢	区分	告知扱	面接士扱	診査医扱
6才～39才		～1,500万円以下	～4,000万円以下	4,000万円超
40才～45才		～1,200万円以下	～2,000万円以下	2,000万円超
46才～54才		～1,200万円以下	—	1,200万円超
55才～65才		1,200万円以下	—	1,200万円超

共済契約の発効は、ジブラルタ生命で不適当と認められる場合を除き、加入月(初回掛金が毎月25日までに連合会に入金したものの)の翌月1日に発効となります。ただし調査・有診査の場合には調査・診査が完了しないと承諾されませんので発効いたしません。
共済契約の失効は、掛金を中断し払い込みがない場合は、共済契約が失効になります。

※診査基準の適用においては、1年以内のジブラルタ生命に加入の全契約の保険金を通算します。但し、新規契約・同時契約・5年以内の告知扱既契約を通算して、上表の告知扱範囲内のときは、告知扱を適用します。

積立金及び利息

毎月の掛金から毎年1回死亡共済金年払掛金(保険料)と経費が差し引かれ残りが貯蓄積立金になります。貯蓄積立金は定期預金扱いとなり1年定期預金利息がつきます。ただし1年未満の端数月には利息はつきません。

解 約

共済契約はいつでも解約できます。解約の際は、解約時点までの貯蓄積立金をお支払いします。また、保険契約は消滅になり以降の保障はなくなります。

税金の特典

①法人が掛金を支払う場合

死亡共済金年払掛金(保険料)と経費は会社が受取人の場合、会社の福利厚生費として損金算入ができます。

②個人事業主が掛金を支払う場合

掛金(従業員分)のうち死亡共済金年払掛金(保険料)と経費は事業主が受取人の場合、福利厚生費として損金算入ができます。事業主の死亡共済金年払掛金(保険料)は確定申告の際、生命保険料として所得から控除できます。

融資のあっせん

—— 内容について ——

加入後1年以上正常に共済掛金を払い込み、かつ、借入時の返済が確実な方は、次の条件の範囲内で融資のあっせんが受けられますので、商工会へお申し込みください。

斡旋の対象及び資金使途

■事業資金 事業主を対象とします。

◎運転資金

◎設備資金

■生活資金 従業員及び商工会職員を対象とします。

商工貯蓄共済融資制度の内容

資金使途	融資の内容と限度額	返済期間（据置期間）	融資利率（年％）
運転資金 設備資金	1口当り 50万円以内 最高500万円	運転資金：3年以内 設備資金：5年以内 （据置期間6ヶ月以内を含む）	積立金範囲内 預託金利率+1.0% 信用保証協会付 預託金利率+1.3% 担保及び信用 預託金利率+1.5%（1年以内） 預託金利率+2.0%（5年以内）
生活資金	1口当り 50万円以内 最高50万円 （従業員） 最高100万円 （商工会職員）	3年以内（従業員） 5年以内（商工会職員）	積立金範囲内 預託金利率+1.0% 積立金を超える融資 預託金利率+2.5%

〈取扱金融機関〉青森銀行・みちのく銀行・あおり信用金庫・東奥信用金庫・八戸信用金庫・下北信用金庫
青森県信用組合

※融資利率は変動する場合があります。※金融機関の承諾が必要です。

返済方法（原則として月賦償還とする）

ただし、短期運転資金（1年以内）については一括償還もできます。

連帯保証人

- 積立金の範囲を超えた場合は、第三者による連帯保証人1名を付すものとします。
- 生活資金に係る保証人は、事業主および家族の者とします。
- 商工会職員に対する保証人は、50万円以内は家族の者とし、50万円を超える時は家族の者と他に第三者とします。

■商工貯蓄共済の共済金（保険金）部分

会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構による契約者保護の措置が図られますが、解約等のお取扱いが一定期間できなくなったり、ご契約時の共済金額等の削減、早期解約控除の実施等の契約内容の変更が行われる場合があります。

■商工貯蓄共済の貯蓄積立部分

商工貯蓄共済の貯蓄積立金は、預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財産の状況に応じて削減される場合があります。